

セーフガーディング・ポリシー

制定日:2021年5月1日

特定非営利活動法人かものはしプロジェクト

第1条(前文)

かものはしプロジェクトのセーフガーディング・ポリシー(以下、SP)は、特に子ども、搾取・虐待等被害の当事者(以下、当事者)といった脆弱な立場にある人々を含め、全ての人たちの安全(身体的だけでなく心理的なものも含む)と権利が守られる環境をつくるための統合的なポリシーとして、2010年に制定されたチャイルド・プロテクション・ポリシーに替わって制定するものです。

かものはしプロジェクトは、子どもや当事者を含む、かものはしの事業活動に関わる人たちの安全と権利を守る環境づくりに組織として取り組む責任を強く認識し、基本原則と取組みについて本ポリシーに定めます。

このポリシーは、未成年特有の脆弱性と保護要件を考慮し、子どものセーフガーディングに重点をおきます。また、かものはしプロジェクトの事業活動と深く関わる当事者を、年齢を超えて、脆弱な立場にある人々の中でも特に注意を払うべき対象として位置づけるとともに、当事者が持つレジリエンスと尊厳を尊重します。このポリシーには、あらゆる搾取・虐待(身体的、精神的虐待、商業的労働搾取、ネグレクト)と並んで、性的搾取(商業的性的搾取も含む)・虐待を生まないための取組み(PSEA)も含まれます。

第2条(目的)

このポリシーは、子ども・当事者を含む、かものはしの事業活動に関わる全ての人たちの安全と権利が守られる環境づくりに向けて、組織としての基本原則と取組みを明確にすることを目的とします。

第3条(適用範囲)

1. SPを順守すべき主体は以下とします。

(1) かものはしプロジェクトのメンバー(以下、メンバー)

(a) 理事・監事・顧問

(b) スタッフ・インターン(国内・国外)

(c) ボランティア(かもカフェ! マネジャー、ボランティアリーダー、関東・関西ゆるかも代表、またはボランティア活動において子ども・当事者と直接接する可能性がある人)

(2) かものはしプロジェクトのパートナー(以下、パートナー)

(a) かものはしプロジェクトと直接契約を取り交わす個人及び団体。

(b) かものはしプロジェクトが別団体を通じ契約する特定の個人。

2. メンバーは、勤務時間内外において、SPIに沿って行動することが期待されます。

第4条(基本原則)

1. SPIは、「世界人権宣言¹」、「子どもの権利条約²」、また国連事務総長による「性的虐待及び性的搾取を予防するための特別措置³」に準拠します。
2. 全ての人は、人種、社会的背景、年齢、性別、肌の色、障害、宗教、信念、性的指向及び性自認にかかわらず、生命、自由及び身体の安全に対する権利を持っています。
3. SPIは、子ども・当事者を含む全ての人のため安全で安心な環境をつくるための土台であり、かものはしプロジェクトおよびかものはしプロジェクトがパートナーと協働で行う全ての活動(調査・啓発活動を含む)の礎とします。
4. かものはしプロジェクトは、あらゆる事業活動の実施にあたり、子ども・当事者を含む関係者の安全と権利が守られる環境づくりを目指します。
5. かものはしプロジェクトは、業務上の関係者による搾取や虐待等、権利や安全を脅かす言動を黙許しません。万が一、搾取や虐待等関係者の権利や安全が脅かされる事案が起こった場合、または疑いが生じた場合は、迅速かつ適切に対応を行います。事案に対する対応は、被害者の権利保護を最優先とします。
6. メンバーは、公私にわたり、子ども・当事者を含むあらゆる人の尊厳を尊重し、適切な言動をもって接します。

第5条(安全な環境づくりに向けた取組み)

セーフガーディングの観点から、以下の取組みを行います。

1. リスク評価と事業設計: かものはしプロジェクトは、全ての組織運営、事業活動に対して、関係者の安全と権利が守られるよう、また事業活動の結果として関係者の安全を脅かすことにならないかリスク評価を実施し、その結果を計画と実施に反映します。
2. 安全を確保するための採用: かものはしプロジェクトは、組織全体での採用および選考において、セーフガーディングの観点から、特に子ども・当事者と接することへの適性とセーフガーディングについての理解を審査します。

¹ 世界人権宣言(1948年)(参照:[外務省ホームページ](#))

² 国連子どもの権利条約(1989年)(参照:[ユニセフホームページ](#))

³ [国連事務総長告示「性的虐待及び性的搾取を予防するための特別措置」](#)

3. 行動規範:メンバーは、職務を開始するにあたり、別紙2「かものはしプロジェクトのメンバーおよびパートナーが順守すべき行動規範」(以下、「行動規範」)に同意し、署名します。「行動規範」に反した場合、事案の重大性に応じて懲戒処分の対象となり得ます。
4. 教育・研修:メンバーは、セーフゲーディングの必要性について具体的に理解し、懸念および事案の相談・報告手順を十分に知っておくために、職務開始時、また定期的にセーフゲーディングの研修を受けます。
5. 広報:メンバーおよびパートナーは、写真、動画、その他各種データのいずれの場合でも、関係者にとって安全な使用が確実になされるよう、別紙3に定める写真、動画撮影および使用に関する指針を順守します。
6. 啓発:かものはしプロジェクトは、事業を通じて、社会に対し、全ての人たちの安全と権利が守られる環境づくりの必要性について伝える努力をします。
7. パートナーとの契約:かものはしプロジェクトは、パートナーとの対話・連携を通じて、パートナーと協働して行う事業活動において子ども、当事者を含む関係者の安全と権利が守られるよう働きかけます。
8. モニタリング:かものはしプロジェクトは、各部門および組織全体においてSPの運用についてモニタリングを行うとともに、ディレクター・カンファレンスにて定期的にSPの実行に関する状況報告を行います。

第6条(セーフゲーディング責任者)

事務局長は、セーフゲーディング責任者として、組織においてSPを適切に運用する責任を負います。

第7条(その他)

SPの運用にあたり必要な事項は、別途「セーフゲーディング・ポリシー運用におけるガイドライン」に定めます。

第8条(管理)

1. SPの制定および改訂は、理事会によって決議します。
2. SPの原語は日本語とし、必要な言語に翻訳します。
3. SPは原則として3年毎、または改訂の必要が生じた場合に見直します。

別紙1 用語の定義

セーフガーディング・ポリシーおよびSP運用におけるガイドラインで使用する用語については、以下のとおり定義します。

- (1) 子ども: 子どもとは、18歳未満の全ての人とします⁴。
- (2) セーフガーディング: 一般的に、組織の役職員・関係者によって、また事業活動において、子どもおよび脆弱な立場にある大人にいかなる危害も及ぼさないよう、搾取・虐待や危険のリスクにさらすことのないよう組織の責任として取り組むことを指します⁵。かものはしプロジェクトにおいては、危害を及ぼさないという予防的な考えは踏まえながらも、過度に保護するのではなく、全ての人々が持つ主体性と可能性に基づき、業務上の関係者の安全と権利が守られる環境づくりに向けた取り組みと位置付けます。
- (3) 当事者: かものはしのSPにおいては、搾取・虐待等被害の当事者を指します。かものはしプロジェクトの事業活動と深く関わる当事者を、脆弱な立場にある人々の中でも特に注意を払うべき対象として位置づけるとともに、当事者が持つレジリエンスと尊厳を尊重します。
- (4) 脆弱な立場(にある人々): 年齢、性別、障がい、法的または健康の状態、その他環境的・文脈的要因から、搾取や虐待等の影響を受けやすく、加えてその性質を乱用する意図を持った個人や集団が身近にある人たちを指します。全ての人に同じだけの力と資源があるわけではなく、それぞれの個人や集団は、異なった能力、ニーズ、脆弱性があり、それらは時とともに変化します。
- (5) 身体的虐待: 殴る(棒などの道具を使うことも含む)、毒を飲ませる、体を揺さぶる等身体に害を及ぼす行為であって、故意に対象者の健康に悪影響を与えるあらゆる処罰や身体的虐待と定義します。それは両親や介護者が健康被害を与えることも、身体的虐待となります。
- (6) 精神的虐待: 対象者たちを怯えさせたり、不安にさせたり、悩ませたり、弱気にさせたりするような、対象者へたちの精神的な健康に故意に影響を与えるあらゆる行為(しぐさ、言葉及び態度)と定義します。情緒への虐待行為には、行動制限、侮辱、屈辱、いじめ(ネットいじめを含む)、脅迫、恫喝、差別、嘲笑など、その他身体的ではない拒絶行為が含まれます。
- (7) 性的虐待: 対象者に、本人がきちんと理解していない性的な活動に参加することを、強いるあるいは唆すことと定義します。これは、レイプ、オーラルセックス、性交、あるいはマスターベーション、キス、マッサージ及び接触などの性交以外の行為も含まれますが、それに限りません。それは、対象者に性的な画像、性的行為を見せること及び対象者に性的に不適切な振舞いをするよう仕向けることも含まれます。

⁴ 国連子どもの権利条約(1989年)(参照:[ユニセフホームページ](#))

⁵ CHS Alliance, [PSEA IMPLEMENTATION QUICK REFERENCE HANDBOOK](#)

- (8) 性的搾取: 金銭、物品、食料、宿泊施設、愛情あるいは地位その他、本人又はその家族が必要とするものを対価として、性的な行為に従事させることです。被害者と加害者の間の虐待的な関係には、被害者の選択肢が限られた不均衡な力関係を含みます。被害者を、様々な場所で売買し多数の人との性的行為に関わらせることによって金銭的な利益をえるような、加害者たちの組織的なネットワークが関与する場合も含みます。
- (9) 商業的搾取: 他者の利益のために対象者を仕事その他の活動に利用し、対象者の肉体的あるいは精神的健康、教育、道徳あるいは社会的感情的成長を損なうことを定義します。商業的性的搾取、商業的労働搾取、両方が含まれます。
- (10) ネグレクト: 国連子どもの権利条約で定められた4つの柱(生きる権利、守られる権利、参加する権利、育つ権利)を意図的に与えないようなあらゆる行為と定義します。これは対象者の健康的な肉体的、精神的、道徳的及び心的成長を深刻に損なうことが含まれます。対象者を害悪から適切に監督及び保護することを怠る、また対象者を養うための食事、住まい及び安全な職住環境を与えないことも含まれます。薬やアルコールの誤用に起因する、母親の妊娠期間の育児放棄や、身体に障害のある対象者に対する育児放棄及び虐待も含まれます。
- (11) **PSEA(性的搾取・虐待の防止: Protection from sexual exploitation and abuse)**: 国連および国際 NGO で使用する用語で、弱い立場にある人々を人道支援従事者による性的搾取や虐待から守るためにとる措置を指します。
- (12) **メンバー**: かものはしプロジェクトの理事・監事・顧問、スタッフ・インターン(国内・国外)、ボランティア(かもカフェ! マネジャー、ボランティアリーダー、関東・関西ゆるかも代表)を指します。
- (13) **パートナー**: 事業活動においてかものはしプロジェクトと直接契約を取り交わす個人及び団体(営利法人、非営利法人、法人格を持たない任意団体など、国内外のあらゆる組織形態を含む)、またはかものはしプロジェクトが別団体を通じ契約する特定の個人のこと。パートナーとの契約においては、SPを順守する旨、またSPが順守されない場合は契約を解約しうる条項を盛り込みます。契約業務上、子どもや当事者と直接関わる可能性がある場合には、原則として関わる個人全員の行動規範への署名も必須とします。但し、業務の性質上、3名以上の複数の者が子どもや当事者と直接関わる可能性がある場合は、パートナー側の事業責任者によるSP別紙2-1行動規範およびSP別紙2-2宣誓書への署名をもって代えることができます。
- (14) **業務上の関係者**: 業務を遂行する上で関係する全ての人を指します。SPの適用範囲はSP第3条にて定める通りですが、事業活動において、その他の受益者や事業活動参加者により安全や権利が脅かされることがないよう、リスク評価およびリスク最小化に向けた取組みが求められます。
- (15) **被害者**: セーフガーディングに関する事案において、安全または権利が脅かされた(またはその可能性がある)人を指します。
- (16) **修復的アプローチ(修復的正義)**: 加害・被害という関係にとどまらず、個人対個人、あるいは個人と集団、さらには集団と集団の間に生じるコンフリクト(対立・紛争)を、利害が対立する当事者間にファシリテーターが介在し、平和的な

方法によって関係の修復を図ろうとする理念及び方法のこと。⁶ もとあった関係性を回復するのみならず、仮にもとあった関係性に問題があるのであれば、新しい価値を生じさせながら新たな関係性を構築させようとするのが修復的正義です。よって、問題のある状況を再び「回復」させることは修復的正義の哲学に合致せず、あるいは、深刻な被害において被害者と加害者とが直接対話せずに、それぞれ異なる方向性に別離していく(それぞれが新たな関係性を得ることとなる)ための修復的正義も存在することとなります。実践における進行役の養成、参加者ないし担い手の見極めといった制度設計的な課題があります。⁷

⁶ [山下英三郎著『修復的アプローチのソーシャルワーク実践への適用に関する考察—学校におけるコンフリクト解決手段として—』\(2013\)](#)

⁷ [滝原啓允『職場いじめ・ハラスメント問題に対する修復的正義の可能性』\(2016\)](#)

かものはしプロジェクトのメンバーおよびパートナー*が順守すべき行動規範

用語の定義は、かものはしプロジェクトのセーフガーディング・ポリシーにおける用語の定義に准じます。

* かものはしプロジェクトと直接契約を取り交わす個人及び団体、またはかものはしプロジェクトが別団体を通じ契約する特定の個人が、契約業務上、子どもや当事者と直接関わる可能性がある場合は、原則として関わる個人全員のSP別紙2-1行動規範への署名が必要です。但し、業務の性質上、3名以上の複数の者が子どもや当事者と直接関わる可能性がある場合は、パートナー側の代表者または事業責任者によるSP別紙2-1行動規範およびSP別紙2-2宣誓書への署名をもって代えることができます。

私は、かものはしプロジェクトの”セーフガーディング・ポリシー”を理解した上で、以下に同意いたします。

【人権保護・普段の姿勢に関する事柄】

1. 子ども、虐待・搾取等被害の当事者(以下、当事者)を含む全ての人に対し、人種、肌の色、性別、言語、宗教、性的指向、政治的あるいはその他の意見、国籍、民族的あるいは社会的起源、財産、障がい、出自その他の地位に関係なく、敬意をもって接すること。
2. 組織内外において、子ども・当事者を含む特定の人について取り上げる際に、個人情報保護すること。
3. 子ども・当事者を含む関係者の医療の書面、訴訟書面などの重要な書面の写しを持つ場合は、紛失、漏洩等を起こさないよう、責任を持つこと。
4. 子どもの労働に関しては、労働法を含む、全ての関連する現地の法令を順守すること。
5. 当事者と活動を行うないし、当事者に対してサービスを提供する場合にあつては、当事者自身の同意をもって行うこと。当事者が18歳未満の場合、保護者ないしそれに該当する者の同意を取得すること(但し、彼らが法律上保護が必要な状態にある場合はその限りではない)。

【事業活動に関する事柄】

6. 子ども、当事者の近くで仕事をする場合には、可能な限り他者の目が届くようにすること。
7. 子ども、当事者を含む特定の人との秘密情報に関係者に開示する際には、本人の同意を得ること。本人が18歳未満の場合、保護者ないしそれに該当する者の同意を得ること。
8. 事業活動において、子ども・当事者がトラウマを引き起こしたり、意図せず傷ついたりするような状況が起こらないようにするため、必要に応じて継続的にケースワーカー等支援者と情報のやりとりを行うこと。
9. かものはしプロジェクトのメンバーおよびパートナーが関わる安全と権利を脅かす行為、または事業活動の結果として関係者の安全と権利が脅かされる懸念又は事案を見聞きした場合は、即時にセーフガーディング・フォーカル担当に報告すること。
10. かものはしプロジェクトと協働する以前又は協働している期間中に生じた全ての訴訟、有罪判決及びその他の犯罪履歴の中で、搾取及び虐待に関するものがある場合は、即時にかものはしプロジェクトに開示すること。なお、契約者が団体の場合においては、団体が責任を持って、案件に直接携わる職員とその情報を開示すること。

以下のことをいたしません。

【人権保護・普段の姿勢に関する事柄】

11. 子ども・当事者を含む全ての人に対し、不適切な、嫌がらせの、虐待的な、性的刺激のある、屈辱的な、又は文化的観点から不適切な発言及び行動をすること。
12. 18歳未満の子どもを、性的サービスあるいは行為に対する支払いを含む、性交又は性的行為に関与させること。
13. 全ての人に対し、体罰を加えること。
14. 子ども・当事者を含む関係者の信用と協力を得るために、嘘をつくこと。
15. コンピューター、携帯電話、ビデオカメラ、カメラ又はソーシャルメディアを不適切に使用すること。あらゆる媒体において、搾取又は嫌がらせをすること。また、子ども・当事者を含む関係者の搾取に繋がる、または尊厳を傷つけるような投稿やコメントをすること。
16. 家事労働またはその他の労働のうち、子どもの年齢や発達段階に鑑みて不適切と思われるものや子どもが教育や余暇活動に使うべき時間の妨げとなるもの、子どもを重大な損害のリスクの下におくものに、子どもを雇うこと。

【事業活動に関する事柄】

17. 事業活動において、絶対的な必要がある場合または自分の上司の許可を得た場合を除き、同伴者のいない子ども、当事者と他者の目が届かないようなプライベートな場所で会うこと。
18. 子ども・当事者を含む関係者が、安全や権利が脅かされる事案に関する報告・相談をしてきたときに、それを見逃したり、軽く扱ったり、からかったりすること。
19. 子ども・当事者を含む関係者の個人情報、本人または保護者の承諾を得ずに、外部の者と共有すること。

私は、かものはしプロジェクトで活動する者として、良識に従い、子ども・当事者を含む、かものはしの事業活動に関わる全ての人たちの安全と権利が守られる環境づくりに取り組むとともに、事業活動の結果として子ども・大人の安全と権利が脅かされることないよう細心の注意を払う責任があることを了解いたします。

日付: _____

所属: _____

署名: _____

セーフゲーディングに係る宣誓書

用語の定義は、かものはしプロジェクトのセーフゲーディング・ポリシーにおける用語の定義に准じます。

* かものはしプロジェクトと直接契約を取り交わす個人及び団体、またはかものはしプロジェクトが別団体を通じ契約する特定の個人が、契約業務上、子どもや当事者と直接関わる可能性がある場合は、原則として関わる個人全員のSP別紙2-1行動規範への署名が必要です。但し、業務の性質上、3名以上の複数の者が子どもや当事者と直接関わる可能性がある場合は、パートナー側の代表者又は事業責任者によるSP別紙2-1行動規範およびSP別紙2-2宣誓書への署名をもって代えることができます。

私は、かものはしプロジェクトの”セーフゲーディング・ポリシー”を理解した上で、かものはしと協働で行う事業の責任者として、以下を宣誓します。

1. かものはしプロジェクトと協働して行う活動において、子どもや当事者と直接関わる可能性がある者に対し、セーフゲーディングに関する説明を行います。
2. かものはしプロジェクトと協働して行う活動において、子ども・当事者、かものはしプロジェクトをはじめとした関係者との対話・連携を通じて、関係者の安全と権利が守られる環境づくりを目指します。
3. かものはしプロジェクトと協働して行う活動において事案が生じた場合は、速やかにかものはしプロジェクトと情報を共有し、かものはしプロジェクトと連携して事案への対応を行います。なお、事案への対応においては、被害者(とされる者)の安全と権利の確保を最優先とします。

日付: _____

団体名: _____

役職: _____

署名: _____

かものはしプロジェクトの写真、動画撮影、および使用に関する指針

※本指針の用語の定義は、かものはしプロジェクトのセーフガーディング・ポリシーにおける用語の定義に準じます。

この指針は、かものはしプロジェクトが直接実施、または協働で行う活動領域において、写真・動画の撮影、撮影素材の広報使用にあたり順守すべき基本的ルールを明確にすることを目的とします。

私は、かものはしプロジェクトの”セーフガーディング・ポリシー”を理解した上で、以下に同意いたします。

【人権保護・撮影時の姿勢に関する事柄】

1. 人、物、場所の写真/映像を撮影するにあたっては、地域の伝統あるいは規制に応じること。
2. 撮影されることを拒む人々の権利を尊重すること。抵抗や困惑を察したときには、撮影を控えること。
3. 全ての人に敬意と尊敬をもって撮影をすること。傷つきやすい被写体には、特別な配慮と思いやりをもって撮影を行うこと。
4. 写真/映像は、子ども、虐待・搾取等被害の当事者を含む全ての人を、傷つきやすい者としてではなく、自立心と尊厳があり、敬意を払うべきものとして表現すること。彼らは、ありのままの服装をするべきであり、性的なものを示唆する体勢をしないこと。
5. 写真/映像は、背景及び事実を正しく表現するものでなければならないこと。
6. 写真/映像を通して被写体となる個人・団体の個人情報や経歴が公開されることによる、暴力・報復あるいは地域社会からの排除といったリスクの可能性に留意すること。

【撮影前・中・後に注意すべき事柄】

7. かものはしプロジェクトに関連する被写体を撮影する場合、撮影前に、全ての被写体から、事前の書面又は口頭による理解の上での同意を得ること。
8. 撮影前に一度、写真/映像の目的を説明して同意を得られた場合は、同じ説明を撮影する度に行う必要はないこと。
9. 出来る限り個人の特定ができないように注意してカメラを構える努力をすること。
10. 個人情報を説明文等関連する全ての書面から削除すること。実名及び撮影場所を開示する必要がある場合には、開示によるリスクの可能性を認識した上で、被写体から書面による同意を得ること。
11. 人身売買、性的搾取、性的暴力あるいは虐待を受けた当事者について、その旨を特定されないようにすること。
12. 写真/映像が個人を保護するために修正された場合には、その旨を表示し説明すること。
13. 写真/映像が、偏りなくかつ正確に、かものはしプロジェクトの活動への理解を深める一助となること。

【写真/映像の保存・保管に関する事柄】

14. コンピューターの情報は決められた手順によりパスワードで保護されること。
15. かものはしプロジェクトは、写真/映像にアクセスできる者を制限し、定期的に誰がアクセスできるかをチェックし、書面に確認した履歴を残すこと。

以下のことをいたしません。

【撮影前・中・後に注意すべき事柄】

16. 個人、状況、文脈、撮影地について、間違った説明をすること。
17. 強制的に撮影あるいは同意のやりとりに応じさせるために、金銭その他の報酬の提供を行うこと。
18. 個人を特定しうる写真/映像を、慎重に扱うべき問題と当該個人が関連していると示唆するような形で利用すること。
19. 精神的・肉体的に傷つけること。
20. HIV、結核その他の深刻な健康状態にあるという個人の状況を、明らかにすること。
21. 社会的に排除される行為又は犯罪行為への個人の関与を特定されてしまうこと。
22. トラウマや心の痛みを抱える人の傷つきやすさを利用すること。特に慎重であるべき危機的状況にある人々に対して不適切に撮影を行うこと。

【写真/映像の保存・保管に関する事柄】

23. 写真/映像を電子データとして送る際に、そのファイルのラベルに、個人情報を表示すること。

私は、かものはしプロジェクトと活動する者として、良識に従い、関係者の安全と権利を脅かす行動を慎む責任があることを了解いたします。

日付: _____

所属: _____

署名: _____